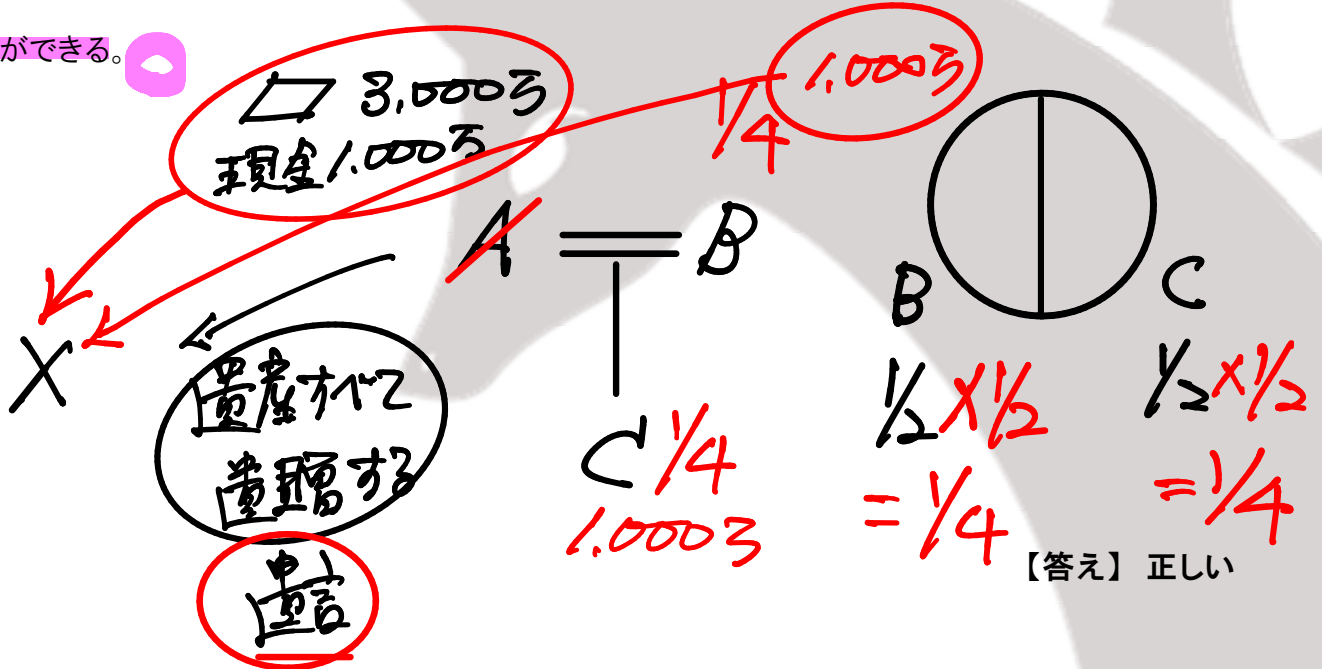


遺留分侵害額の請求 宅建 H09-10-2 <<#521>>

【問】正誤をつけよ。

遺留分侵害額の請求は、訴えを提起しなくても内容証明郵便による意思表示だけでもすることができる。



《ポイント》 遺留分侵害額の請求

遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。（民法 1046 条 1 項）

⇒ 遺留分侵害額請求権(旧民法：減殺請求)の行使は、受遺者・受贈者に対する意思表示によってなせば足り、必ずしも裁判上の請求によることを要しない（最判昭 41.7.14）

⇒ 遺留分侵害額請求によって減殺の対象となる遺贈や贈与は失効せず、遺留分を侵害する限度で金銭債権が発生するという効果が生じる。

⇒ 遺留分を侵害する内容の遺言が無効になるわけではない